

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第30号

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市企業立地促進条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象事業者の要件) 第4条 条例第4条第1号アに規定する製品の製造、加工又は修理に係る事業で規則で定めるものは、 <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）</u> において大分類E—製造業に分類される事業とする。 2から4まで <省略>	(対象事業者の要件) 第4条 条例第4条第1号アに規定する製品の製造、加工又は修理に係る事業で規則で定めるものは、 <u>日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号。以下「日本標準産業分類」という。）</u> において大分類E—製造業に分類される事業とする。 2から4まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。